



平成30年2月19日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 重田 衛
(コード番号 5103 東証第二部)
問合せ先 取締役財務総務担当 庄司 友彦
(TEL. 04-7131-0181)

(経過報告) 裁判所がGLの金融取引再開を容認

当社の重要な子会社であります SET (タイ証券取引所) 上場の Digital Finance 会社 Group Lease PCL (以下 GL) は、裁判所が GL の金融取引再開 (※1) を容認したことをプレスリリースいたしましたので、お知らせいたします。

(以下、GL社公表のプレスリリースの翻訳)

件名: 裁判所が Group Lease Public Company Limited の金融取引再開を容認
宛先: タイ証券取引所 代表取締役

2018年1月11日、中央破産裁判所 (以下裁判所) は、J Trust Asia Pte. Ltd. (以下 J Trust) による Group Lease Public Company Limited (以下当社) の会社更生の申立を受理、2018年1月19日に当社にその旨が伝えられました。裁判所はまた、当該申立に対する初審理を2018年3月19日に行うとしました。裁判所が J Trust の申立を受理したことにより、当社は買掛金や通常業務の運営を除き、債務の履行ができない状況になりました。

しかしながら、当社は破産状態になく、通常通り事業を継続し続けることができます。そのため、当社投資家や株主への悪影響を考慮し、その利益を守るべく、2018年2月16日に取引再開を求める申し立てを裁判所に提出いたしました。同日、裁判所はその申立を受理し、当社に金融事業の再開および取引条件に基づく社債利息支払を認めました。ここには、当社の事業運営継続のため、当社資産の管理に必要なとみなされる関連書類も裁判所の承認を得ず締結できることが含まれます。

このことを踏まえ、投資家ならびに株主の皆様には、「当社は破産状態にない」という点について、当社取締役会および経営者による経営を強く信頼いただきたいと思います。現在、当社には 13,773,082,000 タイバーツの資産と、8,552,455,000 タイバ

ーツの負債があります。これは、2017年第3四半期・2017年9月30日時点で、負債より50億タイバーツ（約170億円）以上資産があるということを表します。（※2）加えて、当社は法律、規則、規程、および企業統制ガイドラインに基づき経営できております。当社事業再生申立に対する異議申立に関し、進捗がございましたらタイ証券取引所を通して速やかにご報告させていただきます。

（※1） 会社更生申立がなされ、会社更生にあたるかどうかを判断する審理が行われている間、タイ法上、会社は利払い、元本払い、借り入れなどの金融取引を完全に禁止されます。今回はこれに対して、GLは例外的に利払いを行う許可を求めました。これが認められたものです。

（※2） タイ法上、会社更生の前提は会社が破産状態にあることにあります。破産状態にあることの最大の要件は債務超過であることです。

以 上